

■外部評価対象事業の見直し方針の総括

外部評価の指摘に対し、見直し方針を明確にした上で、事業の「改善」に取り組みます。

■補足：判定結果の意味合い

- 【 拡 充 】 現行の事業内容や手法に工夫を加え、事業の量や投資金額を拡大して実施すべきと考えるもの。
- 【 現行どおり 】 現行の事業内容や手法に工夫・改善を加えた上で、事業を継続することが妥当と考えるもの。
- 【 縮 小 】 現行の事業内容や手法では、事業の量や投資金額を減少すべきと考えるもの。
- 【 廃 止 】 現行の事業内容や手法では、事業を廃止すべきと考えるもの。

事業名	判定	判定				見直し方針概要
		拡充	現行	縮小	廃止	
1 安全・安心まちづくり事業	現行どおり	2	5	1	0	◆情報発信の強化と活動団体間の交流促進を行う。 【改善内容】青バトの防犯効果や地域の特徴ある活動などの情報発信を強化する。また、活動団体どうしの交流促進により、市民みずから取り組む意識を高める。
2 NPO・ボランティアセンター運営事業	現行どおり	3	3	2	0	◆本市センターの強みを生かして事業を展開する。 【改善内容】本市センターの強みや課題を抽出し、今後の事業方針を策定する。実施に当たっては、県や福岡市センターと役割分担・連携を行い、メリハリをつけて事業を展開する。
3 はりきゅう費補助事業	縮小	0	0	5	3	◆はりきゅう費支給対象者を絞り込む。 【改善内容】疾病予防による医療費抑制を目的とし、対象者を絞り込む等(※)を検討した上で実施する。 (※国保・後期高齢者医療保険加入者への絞り込みや、年齢制限による絞り込みなど。)
4 観光協会運営補助事業	縮小	1	1	6	0	◆運営補助を段階的に事業補助へ移行する。 【改善内容】観光協会と市で協議を行い、協会と市の役割を明確にする。また、協会の自立支援を行い、運営補助から事業補助へ段階的に移行する。
5 九州大学連携推進事業	現行どおり	4	4	0	0	◆研究成果の検証と事業化、交流活動支援強化を行う。 【改善内容】研究成果の検証と事業化を進め、地域課題の着実な解決につなげる。また、学生の交流活動支援強化や交流実施団体間の意見交換を行い、新たな交流の展開を図る。
6 高齢者長寿祝事業	現行どおり	0	4	3	1	◆現金支給の見直しを行う。 【改善内容】現金支給を見直し、高齢者へのアンケート等を基に高齢者が最も喜ぶお祝い内容を検討し、実施する。
7 男女共同参画センター維持管理事業	縮小	1	3	3	1	◆センター2館体制を見直し、一本化（統合）を目指す。 【改善内容】市民が利用しやすいよう活用方法を検討した上で、センターの一本化を目指す。また、センター使用料の減免についても見直しを行う。
8 特別支援学校高等部負担金事業	現行どおり	0	6	2	0	◆関係部署間の連携を強化し、支援する。 【改善内容】子どもたちの将来的な自立・就労を見据えた上で、子どもや保護者にとって最も有効な対策となるよう、関係部署で連携し、支援する。また、引き続き、市内への学校設置要望を県に対して行う。
9 青少年育成事業	縮小	1	2	5	0	◆事業の効果を検証し、内容を改善して継続する。 【改善内容】参加者アンケート等を実施して効果を検証し、事業に反映する。地域資源をさらに活用した内容とする。なお、参加要件に所得制限を設けることは、参加費負担の徴収等により公平性を確保しており、導入しない。
10 文化振興開催事業	拡充	5	3	0	0	◆現行の体制で、最大限の効果を上げるよう努力する。 【改善内容】市の方針として職員数削減を進めているため、人員を拡充せず、現行の体制で最大限の効果を上げる努力をする。現在の人員体制により可能な範囲で事業を継続する。
11 ごみ減量化推進事業	現行どおり	0	6	2	0	◆ごみ排出の実情に応じた減量策を検討・実施する。 【改善内容】ごみ別排出量の傾向を分析し、最適な減量策を検討した上で、啓発・指導等を行う。また、市民団体間の交流を促し、減量意識を相互に高める。
12 職員福利厚生費補助金	縮小	0	0	6	2	◆補助制度や事業内容等を見直した上で継続する。 【改善内容】職員のニーズを調査して、事業の目的・必要性を精査する。職員一人当たりの定額補助から、必要性がある事業への補助に変更する。
13 農業公園施設管理事業	縮小	0	3	4	1	◆利用率・販売額向上戦略を立てた上で、事業を継続する。 【改善内容】利用率・販売額向上戦略を策定し、それに基づき3年程度改善努力をした上で、施設のあり方について再点検する。
14 瑞梅寺山の家管理委託事業	縮小	0	3	5	0	◆指定管理者制度が期待する効果をじゅうぶん発揮させ、施設の有効活用を図る。 【改善内容】指定管理者制度を協働のツールとして活用するとともに、指定管理者に対するチェックを強化する。利用者ニーズを把握して事業に反映し、利用者の増加を図る。また、次期指定管理者の募集に当たっては、複数の提案があるよう努める。

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【1. 安全・安心まちづくり事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
現行どおり	2	5	1	0

主な意見や改善提案の内容	単に補助金を増やせばいいというものではなく、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という市民の自覚を促すことにエネルギーを注いでほしい。各校区の意欲的な取組を紹介するなど情報発信を強化することで、未導入の校区にも説得する材料となる。
	青パトの全校区への拡大という方法論だけに目が行っているようだ。青パトによる防犯効果を分析し、情報を発信すること。また、青パトのない校区を含んだ自主防犯組織どうしの交流や連携による相互作用が活動を継続、発展させる。市には各団体をつなぐコーディネーター役を期待する。
	地域の実情やニーズに合わせた取組を地域が工夫することで、地域に防犯活動が根付いていく。終わりのない活動なだけに、地域のコミュニティづくりの一つとして支援を続けてほしい。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>安全安心のまちづくりのためには、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という市民意識の醸成と地域での自主防犯組織の活動の持続、発展が不可欠である。</p> <p>そのために、青パト実施団体の活動内容や効果のみならず、地域の自主的で特徴ある防犯活動の情報発信を強化する。また、活動団体どうしの交流、連携の促進が、相互作用により、活動の継続・活性化に繋がることから、青パト未導入の校区を含めた情報交換の場を設定する。</p>
---------------------------	--

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	平成25年1月から (2か月に1回程度)	<p>【情報発信の強化】</p> <p>各校区の自主防犯活動の状況について取材を行い、レポートを青パト連絡協議会が発行する“糸島青パト通信”及び“市ホームページ”に掲載し、情報発信を行う。</p> <p>また、「安全安心いとしま協働ネットワーク」の加盟団体(25組織)の連絡網を、糸島警察署、糸島市防犯協会の協力を得て活用し、犯罪統計・不審者情報・活動報告等を定期的に発信し、情報の共有化を図る。</p>
	平成25年度から (年1回開催)	<p>【各校区の活動団体の交流、連携促進】</p> <p>各校区の自主防犯組織の交流と連携を促進するため、情報交換を行う場を設定し、活動の発展と継続のための参考としてもらう。また、県に安全・安心まちづくりアドバイザー等の派遣を依頼し、助言等を得られるようにする。</p>

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【2. NPO・ボランティアセンター運営事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
現行どおり	3	3	2	0

主な意見や改善提案の内容	市民によるまちづくりを進める中で、NPO・ボランティアセンターの存在は必要である。
	社会情勢や周辺環境のこれまでの変化と今後の見通し及び地域性を分析し、糸島市のNPO・ボランティアセンターの強みは何かをよく考えること。
	糸島市のNPO・ボランティアセンターの強みを生かして事業を展開するにあたり、あれもこれもと対象や事業を拡げすぎないこと。
	福岡県NPO・ボランティアセンターとの役割分担や隣接する福岡市NPO・ボランティア交流センターとの連携を模索し、糸島市のNPO・ボランティアセンターとしての特色を出す工夫が必要である。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>社会情勢や周辺環境のこれまでの変化と今後の見通し及び地域性を分析し、糸島市のNPO・ボランティアセンターの強みや課題の抽出を行い、糸島市におけるNPO・ボランティアセンター事業の基本的な方針を策定する。</p> <p>基本的な方針の策定に当たっては、福岡県NPO・ボランティアセンターとの役割分担、福岡市NPO・ボランティア交流センターとの連携に配慮する。</p> <p>また、基本的な方針に基づく単年度の事業計画策定に当たっては、事業の優先度を考慮したメリハリのあるものとする。</p>
---------------------------	---

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	平成25年2月	<p>社会情勢や周辺環境のこれまでの変化や今後の見通し及び地域性を分析し、糸島市のNPO・ボランティアセンターの強みや課題の抽出を行い、今後の事業方針を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の強みである公民館活動を中心とした地域のボランティア活動に関する情報の収集とボランティア団体への支援方法を検討する。 NPO・ボランティアと行政との協働事業の検討を行う。
	平成25年3月	策定した事業方針に基づき、当年度における事業活動の優先度を考慮し、メリハリをつけた平成25年度事業計画を策定する。
	平成25年6月	福岡県NPO・ボランティアセンターとの役割分担(県施策の有効活用、重複施策の排除等)、福岡市NPO・ボランティア交流センターとのNPO・ボランティア情報の共有及び活用を図るためのシステムを構築する。

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【3. はりきゅう費補助事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
縮小	0	0	5	3

主な意見や改善提案の内容	はりきゅうが、どこまで市民の健康につながっているかという点で、成果・効果が見えにくい。
	全市民が対象であることにも不具合がある。
	健康づくり課が所管となったことを機に、事業の目的から根本的に見直しを行うこと。
	きわめて廃止に近い縮小とさせていただきたい。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>事業は市民の健康管理を図ることを目的としているが、利用者の健康に関する評価が難しいことや、医療保険適用の施術や他の診療との複合受診の確認が困難であることなど課題がある。</p> <p>これまで、全市民を対象として実施してきたが、県下では、疾病予防による医療費抑制を目的として、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者を対象に事業を実施している市(21市)が多い。</p> <p>※【他市の状況】全市民:2市、高齢者:2市、国保+高齢者:2市</p> <p>このようなことから、本市においても、疾病予防による医療費抑制を目的とし、対象者を絞り込んで実施することを検討する。 (例:国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者への絞り込みや年齢制限による絞り込みなど。)</p>
---------------------------	--

具体的な対応方針	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
	平成25年1月	【現況調査】 利用者アンケート調査 施術所施術状況等調査
	平成25年3月	【関係団体協議】 事業内容の変更等に関する協議
	平成25年6月	【実施規程改正】 実施規程改正案の作成 例規審議依頼
	平成25年9月	【実施規程改正協議、決定】 関係団体及び議会と協議 実施規程改正決定
	平成26年3月	【事業変更の周知】 広報等での周知及び利用者に文書で通知
	平成26年4月から	【事業変更】 平成26年4月から事業内容の変更 利用者に対する特定健診の勧奨及び保健指導等実施

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【4. 観光協会運営補助事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
縮小	1	1	6	0

主な意見や改善提案の内容	糸島の地域資源を生かし、観光を伸ばすという前提に異議はなく、期待も高い。
	事業に対する補助金ですら厳しい時代の中で、会の運営補助まで行うのは手厚すぎるとというのが一般的な視点。
	補助金は3番目である。まず1番目は会費や自主事業などで何とか運営する努力をすること。2番目は、よその助成制度や寄附などを得ること。それでも足りないなら、市が最低限の補助金を出すのが最後の3番目。
	観光協会自体も法人化、旅行業法取得などを検討し、組織の自立や自主財源の確保を検討できるのではないかと。運営補助の意味合い・役割について、出す側(市)も受ける側(観光協会)も再考する場をもってほしい。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>①糸島市の観光振興を図っていく上での市役所(市行政)と観光協会との役割を明確にする。</p> <p>②補助の考えとして、団体(運営)補助から事業補助への移行を図っていく。</p> <p>③観光協会の自立を支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事会や会員の意識改革 ・事務局体制の機能強化、会員拡大 ・公益法人化、旅行業法の取得 ・事業実施体制の確立 ・経営方針、財政運営計画の策定
---------------------------	--

具体的な対応方針	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
	平成25年3月	観光協会理事会と市との協議(意見交換)、先進地視察の実施
	平成25年度中	自立化に向けた準備支援
	平成26年度から	自立化計画スタート(段階的補助見直しスタート)

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【5. 九州大学連携推進事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
現行どおり	4	4	0	0

主な意見や改善提案の内容	これまでの助成対象研究は、政策的に引き継いでいくものが多いように感じるので、今後、具体的な事業に落とし込んでいくことが重要ではないか。
	今後は、研究成果をデータの的に検証していくことが重要ではないか。
	交流は大学と糸島市の結び付きを強くするのに効果がある。卒業していずれは出ていく学生をどうやって繋ぎ留めておくかが重要となる。また、出て行った後、どう糸島を語ってくれるかも考えたほうがよい。
	交流を行った団体による実績発表会を開催したらどうか。これにより、地域団体、学生相互が長く付き合えるようになるのではないか。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>研究助成においては、研究成果を検討する仕組みを設け、地域課題の解決につなげる。</p> <p>交流補助は、特に学生の地域活動への支援を厚くすることで、新たな交流の展開を図る。</p>
---------------------------	--

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	平成25年4月から	【研究成果のデータの検証】 職員ワーキンググループの検証チームを設け、研究成果の実施化・事業化に向けた検討を行い、確実な施策への反映を図る。
		【学生を対象とした補助メニューの新設】 交流を通して、学生に糸島への愛着を持ってもらうため、学生の市内での活動に補助金を交付し、学生の交流人口の増を図る。
		【交流団体の発表懇談会の開催】 交流補助を受けた団体と学生による事例発表と団体間の懇談を行い、情報交換による親睦と、これを機会とした新たな交流の場の創出を図る。

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【6. 高齢者長寿祝事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
現行どおり	0	4	3	1

主な意見や改善提案の内容	現金支給よりも賞状、記念写真、子どもからの手紙、糸島の特産品のほうが喜ばれるのではないかと。 ※子どもからの手紙については、行政区で行われている敬老会で取り組まれているところがある。
	商品券にすれば、市にとっては地域振興にもなり一石二鳥になるのではないかと。
	全市一律でなくても、地域に応じたやり方もあると思う。
	見直しを行う際は、不公平にならないよう一気にやるほうがよい。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	高齢者の長寿のお祝いとして何が最も喜ばれるのか調査を行い、できるだけ高齢者の意向に沿ったお祝いを継続して行いたい。 商工会と連携を図り、糸島市全域で使用できる商品券を発行して頂き、糸島の特産品や記念写真も対応できるよう検討したい。
---------------------------	--

具体的な対応方針	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
	平成24年10月19日依頼 平成24年11月20日回収	老人クラブ会員へのアンケートを実施する。 113単位クラブ×10人＝1130人
	平成24年12月	商品券について、商工会と協議を行う。
	平成25年4月から	新たな方法での事業実施 (ただし、商工会との協議状況による)

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【7. 男女共同参画センター維持管理事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
縮小	1	3	3	1

主な意見や改善提案の内容	糸島市の規模で、男女共同参画センターは2館必要ないのではないか。特に「かがやき」の存在意義に疑問が残る。
	合併前からの経緯があるため、今すぐに施設の一本化は難しいだろうが、期限を切って将来的な統合を検討してはどうか。
	使用料もかなり安価であるが、その上減免は、かなり手厚いのではないかと。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	男女共同参画を推進するために、拠点は必要である。また、推進団体や市民との協働も推進していく上で欠かせない。ただし、将来的に2館を1館に統合する方向で検討する。
---------------------------	---

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	平成27年3月	「男女共同参画センターかがやき」を市民が利用しやすいように、活用方法(施設の性質、所管等)の検討・協議・調整を行い、男女共同参画センターの一本化を目指す。
		センターの目的にあった維持管理において、使用料の減免の取扱いを整理し調整する。

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【8. 特別支援学校高等部負担金事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
現行どおり	0	6	2	0

主な意見や改善提案の内容	<p>県内、他市の対応状況などについて情報を収集するとともに、事業開始当時と現在、これからのことを見通し、今後どうあるべきか再考すべき。</p>
	<p>現在は、学校教育課の所管となっている。自立や就労という福祉の視点から、本人や保護者の立場で部署間の連携をよく考えること。</p>

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>この事業は、今後も継続して実施していく必要があると考える。 ただ、将来的な自立や就労まで見据えたうえで、子どもや保護者にとって最も有効なものとなるよう、この事業の所管はどの部署がよいのか、改善提案の内容を踏まえ、関係する部署間で協議を行いたい。 また、県立特別支援学校の糸島市内への設置を、今後も県へ要望していく考えである。</p>
---------------------------	---

具体的な対応方針	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
	平成25年3月	関係する部署間で、この事業の所管や連携について協議を実施する。
	平成26年3月	協議の結果を受け調整を行う。
	平成26年4月から	協議・調整の結果に基づき、事業を実施する。
	継続中	他市の対応状況など情報を収集した上で、福岡県教育委員会に県立特別支援学校の糸島市内への設置要望を行う。

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【9. 青少年育成事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
縮小	1	2	5	0

主な意見や改善提案の内容	これまでの事業効果の検証、事業のつながりの体系化、時代に則した事業内容の見直しなど、総点検が必要。
	糸島出身であることを誇りに思い、糸島に定住したいと思う子どもを育てることも大切。長い目でみた育成をしてほしい。
	長年事業を行ってきた中で、これまでのリーダー育成から、不登校などの困難を抱えた子どもたちへの助力にシフトするなど、現況に合った目標の再設定も検討すべき。
	多くの小中学生がいる中で、公募による限られた個人を対象とした事業なので、継続するのであれば、所得制限を設けることなども考えるべき。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>事業効果の検証、更なる糸島の地域資源の活用について取り組む。 不登校児等への助力については、要保護児童ネットワーク会議立ち直り支援部会(子ども課主管)の事業支援という形で別途実施したい。</p> <p>やる気のあるリーダーを育成する上で、親の収入の多寡で制限することは適当でないと考える。募集に当たっては公募により行い、定員を超える場合は抽選を行っている。また、参加費負担もお願いしており、公平性は確保している。</p>
---------------------------	---

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	平成25年3月 (毎年実施)	ドリームトレイサー事業等について、事業を体系的・時代に則した形で実施できるよう、その後の会員の状況、事業に対する感想等のアンケートを実施し、事業効果を検証する。
	平成25年度中	検証結果を事業に反映させる。 また既に、各事業に井原山・二丈岳・可也山などの登山や、そうめんちり作りや糸島産アジのさばき方、料理法などを実施しているが、更に糸島の地域資源を活用した事業を企画する。

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【10. 文化振興開催事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
拡充	5	3	0	0

主な意見や改善提案の内容	事業の目的・方法が明確であり、限られた予算と人員の中で、できる範囲で粛々と事業を進めている。予算及び人員の拡充を考えてみてはどうか。
	この事業を含め、係の業務にメリハリをつけること。 (文化事業以外の建物維持管理業務等を合理化できないか)

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>① 市の方針として職員数削減を進めている中で、人員の拡充という方向性ではなく、限られた人員体制の中で、最大の効果を上げる努力をすべきである。現在の人員体制で可能な範囲で事業を継続する。</p> <p>② 伊都文化会館は指定管理者に管理委託し、改修等は担当課で対応している。人員的なものも含め、可能な範囲で文化事業に取り組んでいるところである。 文化事業と建物維持管理業務の担当分けについては、組織機構に関わるものであるため、全庁的に検討する必要がある。</p>
---------------------------	---

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	現状維持	今後もできる範囲で粛々と事業を進める。

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【11. ごみ減量化推進事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
現行どおり	0	6	2	0

主な意見や改善提案の内容	<p>ごみが増加している原因をきちんと究明すべきである。因果関係が分からなければ、ごみ減量に対する効果的な対策が打てないと思う。</p>
	<p>様々な取組を行っていることは認めるが、行政だけの取組では限界がある。市民や団体、学生等の力を借りながら、いかに自ら行動する側（取組を推進する側）に回ってもらえるかが重要である。</p>
	<p>ごみの減量に興味・関心を持っている人たちのネットワーク化を進め、市民が市民を啓発する体制を作ってはどうか。</p>
	<p>地域ごとのごみの排出量を示すことで、地域住民のごみ減量に対する意識が芽生えてくると思う。そのための方法を考えるべきだと思う。</p>

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>①ごみの内容や傾向等の原因の調査・研究を更に進めながら、資源化の推進を念頭において、古紙等削減するごみの種類について、直接排出者に対する啓発・指導等の対策を行っていく。</p> <p>②ごみ減量の推進については、市内の活動団体のネットワーク等を構築し、市民や学生たちの力(市民の力)を借りながら、協働して事業を推進していく。</p> <p>③引き続き、段ボールコンポスト推進など、市民・事業者に対して出前講座、講習会、イベントや広報、ホームページで、ごみの減量・資源化の周知・啓発を行う。</p>
---------------------------	---

具体的な対応方針	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
	平成25年3月	<p>【事業所ごみの分析・減量】 ごみ収集業者・資源回収業者(ごみ減量化推進会議)と協力して、事業所ごみの排出状況及び内容分析を行い、事業所ごみ減量のための対策を検討・実施する。</p>
平成26年3月	<p>【家庭ごみの分析・減量】 家庭ごみの内容分析(サンプリング調査)を行い、ごみ収集業者・資源回収業者(ごみ減量化推進会議)で、新たなごみ減量の対策を検討・実施する。</p>	
	<p>【ごみ減量ネットワーク】 市内で様々な分野の環境保全活動に取り組む団体や学生グループ等とのネットワークを構築し、その中でごみ減量に向けた取り組みを検討し、協働して進める。</p> <p>【資源回収システム】 行政区ごと資源回収状況を整理し、地域性を考慮した資源化推進の取り組みを検討し、資源回収システムの構築を進める。</p>	

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【12. 職員福利厚生費補助金】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
縮小	0	0	6	2

主な意見や改善提案の内容	地方公務員法第42条が規定している、厚生事業とは何を指しているのか、その目的を達成するため、糸島市では何をすべきなのか、ニーズ調査や現状分析を行う必要がある。
	公費負担率の他市比較がどうのこうのではなく、糸島市として、必要と思われる事業に対してのみ補助金を交付するということが必要。また、どうしてその事業が必要なのか、市民に理解されるような説明・根拠も必要。
	職員互助会の存在意義を再度検討すべき。市の直営でなく、互助会を通じて福利厚生事業を行わなければならない理由を説明してほしい。直営できないから互助会に事業をさせ、そこに補助金を交付するという考え方が筋。補助金投入が必要なのか根本的な見直しも必要。
	職員間のコミュニケーション、職場環境の活性化という面で重要となる、サークル補助、体育事業費、グループ旅行補助の決算額が小さいことも納得できない。また、繰越金が400万円超もでてきており、補助金額500万円弱で同じような金額になりつつある。このような状況を放置していること自体問題である。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>職員福利厚生費補助金の交付について、地方公共団体には、地方公務員法第42条により、職員の福利厚生事業を行う義務がある。その円滑かつ効果的な事業を実施するために、職員互助会に対し、地方公共団体が行うべき福利厚生事業の一部を行わせている。地方公共団体が行うべき事業を職員互助会に行わせている以上、補助金による一定の公費負担は必要であると考え。</p> <p>しかしながら、公費である補助金を交付するにあたり、これまでの一人当たりいくらといった定額補助金ではなく、事業の目的、必要性を精査のうえ、交付の必要性が認められる事業に対して事業補助金を交付するという制度に変更する。</p>
---------------------------	---

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	平成25年4月	<p>糸島市の厚生に関する事業について、どのような事業内容が必要とされているのか、職員へのアンケートを実施する等の方法でニーズ調査を行い、人事担当として必要性のある事業を決定する。</p> <p>また、実施を決定した事業のうち、職員互助会に事業を行わせることが適切かつ効果的なものについて、補助金を交付して事業を実施する。</p>
	平成25年5月	<p>糸島市職員互助会に対し、平成24年度決算確定後の繰越金の額について、互助会発足当初年度から市補助金と会費に案分して、適正な金額を算出させ、補助金相当の繰越金額を糸島市に返納するよう指導する。</p> <p>また、平成25年度以降も同様とする。</p>

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【13. 農業公園施設管理事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
縮小	0	3	4	1

主な意見や改善提案の内容	「ファームパーク伊都国」という施設全般を否定するものではなく、これまでの歴史と、当施設が担ってきた役割はじゅうぶんに理解ができる。
	直売所を中心とした「農林業の活性化」と収穫体験や各イベントなどを通じた「都市と農村の交流」の2つの柱があるが、直売所の売上減少からするとアンテナショップとしての役目は終えていると考えるため、今後は都市農村交流に特化するなど身の丈に合った運営を検討してはどうか。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>直売所は市のアンテナショップではなく、地域の農産物即売グループが施設を賃借し自ら運営を行っているもので、単にアンテナショップの機能だけではなく、地域の農業者や市民農園利用者が自ら生産した農産物を都市住民へ提供する側面も持っており、直売所を即時に廃止すれば都市と農村の交流、地産地消の推進等に悪影響を与える恐れがある。</p> <p>しかし、外部評価の指摘のとおり販売額の減少傾向が続いている状況から、下記の方法により改善を図る。</p> <p>■運営企画・戦略会議を開催し、以下の事項の検討を行う。</p> <p>①現有施設利用率向上のための計画策定及び実施 ②直売所の販売額向上のための戦略の協議及び策定 ③実施している各講座の定期的な見直し及び効果的な実施 ④民間活力等の導入の検討</p> <p>※上記①～③については、平成25年度から平成27年度にかけて実施し、27年度に再度直売所の存続を含めた施設の在り方について検討を行う。</p> <p>■評価・見直しの体制を整え、事業の評価に基づく改善等を実施する。</p>
---------------------------	---

具体的な対応方針	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 運営企画・戦略会議の開催 各イベント等の評価、見直し制度の推敲 来場者・直売所等売上向上計画の策定及び実施 消費者モニター制度等の導入
	平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> 運営企画・戦略会議の開催 来場者・直売所等売上向上計画の見直し 消費者モニター制度等の評価に基づき活動内容の改善策を実施
	平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> 運営企画・戦略会議の開催 来場者・直売所等売上向上計画の見直し 消費者モニター制度等に基づき行ってきた具体的な改善策を再度評価し、更に今後の当施設の在り方について検討

外部評価の結果を受けた事業見直し方針

【14. 瑞梅寺山の家管理委託事業】

判定	内訳			
	拡充	現行どおり	縮小	廃止
縮小	0	3	5	0

主な意見や改善提案の内容	施設設置者として、この施設をどのように活用したいのか、施設の位置づけを明確にすべき。また、この施設は「指定管理者としての運営である」ということを認識すべき。
	指定管理者制度は協働のツールなので、施設設置者と指定管理者との間で定期的な協議が必要である。また利用料金の減少についても、施設設置者としてもっと厳格に審査すべき。
	施設の改善、利用客の増加を図るためにも利用者に対するアンケート(モニタリング)を実施すべき。
	指定管理者選定にあたっては、複数の提案を受けるよう努めること。また、募集から選定までしっかりとした体制を確保すべき。

改善提案に対する市の考え (大きな改善方針)	<p>施設設置者は市で、指定管理者は管理運営者であるという協働の認識を高め、指定管理者制度をじゅうぶんに活用してサービス向上に努める。</p> <p>施設利用者に対するアンケートを実施し、利用客のニーズを把握した上で、施設の改善や新規事業を実施し、利用者の増加を図る。</p> <p>次期指定管理者選定の際は、複数の提案を受けるよう努めるとともに、じゅうぶんな体制と時間を確保する。</p>
---------------------------	---

	対応期限 (いつまでに)	対応内容 (どうするのか)
具体的な対応方針	平成24年12月	市と指定管理者で協議し、指定管理者制度を活用できているか精査する。また、利用料金減少についての原因究明と打開策を作成するとともに収入増の対策をたてる。
		アンケートを作成し、山の家に設置。年度末に集計し、具体策を立て、翌年度の運営に反映させていく。
	平成25年度	平成26年度からの指定管理者指定に向け、HP・広報等広く募集をかける。また、選定にあたって詳細に審査できるよう、余裕をもたせたスケジュールを組む。